

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号の規定に基づく食品衛生管理者養成施設及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第9条第1項第1号の規定に基づく食品衛生監視員養成施設として、次の施設を登録した。

令和3年12月3日

岡山県知事 伊原木 隆太

記

- 1 養成施設の名称及び所在地  
岡山理科大学生命科学部生物科学科  
岡山県岡山市北区理大町1番1号
- 2 設置者  
学校法人 加計学園
- 3 登録年月日  
令和3年12月3日
- 4 養成の適用年月  
令和4年度の入学者が卒業予定である令和8年3月以降の卒業者の養成について適用